

イオンモール伊達アンテナショップ運営業務委託  
募集要項



令和7年12月  
伊達市産業部商工観光課

## イオンモール伊達アンテナショップ運営業務委託募集要項

※ 本要項は、当該業務委託の企画提案募集にあたり、業務の大要として業務内容及び要求事項、確認事項等を示すもの

本募集要項は、伊達市（以下「市」という。）が委託する「イオンモール伊達アンテナショップ運営業務委託」に関して必要な事項を定めるとともに受託者が履行しなければならない事項を定めるものである。

### 1 総則

契約書、設計書、仕様書に記載なき事項は、地方自治法、同施行令、伊達市財務規則、伊達市一般業務委託契約約款及び関係法令の定めるところによるものとする。

### 2 業務名称

イオンモール伊達アンテナショップ運営業務（以下「本業務」という。）

### 3 業務目的

現在、市内に建設中のイオンモール伊達は、東北県内最大級の集客施設となる予定であり、市内だけでなく市外から多くの方の来客が見込まれている。

市は、イオンモール伊達内にアンテナショップを設置し、観光PRをはじめ、市特産品の販売や紹介、ふるさと納税の寄附受付など市の魅力を発信する事業を実施する。

### 4 施設概要等

- (1) 事業名 イオンモール伊達アンテナショップ運営業務  
(2) 施設所在地 伊達市堂ノ内地区地内 「イオンモール伊達」内2階の一区画  
(3) 区画面積 約22坪（約72m<sup>2</sup>）  
(4) 什器等 セルフレジ、各戸棚、テーブル、ベンチ収納、調理台、製氷機、冷凍ショーケース、低温冷蔵ショーケース 他  
(5) 事業内容 「5 業務内容」に沿った取組み及び事業者による自主集客事業（商品の販売、飲食物の提供、市のPR、イベント実施など）  
(6) 営業時間 イオンモール伊達の営業時間に準ずる。  
(7) 事業手法 市がイオンモール伊達から施設の一部を賃借し、プロポーザル審査委員会により選定された事業者が、市の委託業務及び事業者独自の集客事業を実施する。  
物販については、委託販売、買取りのいずれかの方法で仕入れ、販売し、すべての業務を市から支払われる委託料と商品の販売収益で実施するもの。  
(8) 業務委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

## 5 業務内容

観光情報や特産品等、本市の魅力を発信するほか、店舗来店者が市や周辺自治体を知り、観光や周遊につながる「きっかけ」となる場とする。なお、業務内容は、営利・非営利を問わないものとする。

### (1) 業務詳細

民間ならではのアイデアとノウハウを最大限に活用し、生産者や事業者はもちろん、地域全体にとって有益となる施設運営を基本とし、以下の業務を実施する。

#### ①観光・周遊案内

- ・地域の観光資源や文化資源を紹介し、観光地への誘客、地域活性化に向けてPRを行う。
- ・市及び周辺自治体の観光施設等の概要、アンテナショップからのアクセス連絡先等、観光案内全般を行う。
- ・アンテナショップ来店者に対して、市と連携して観光推進に努めること。
- ・地域の観光に関する情報提供に努めること。
- ・アンテナショップに設置予定であるデジタルサイネージに観光情報・イベント情報・施設予約情報を掲載し、来店者や通行客へ周知すること。
- ・情報コーナー（パンフレット）の管理を行うこと。
- ・観光情報提供用のモニターの内容について検討し、放映すること。
- ・体験コンテンツやイベント情報の予約状況を把握し、予約受付方法を検討の上対応すること。

#### ②お試し飲食の運営

- ・地域の食品等を提供し、市内周遊を目的とした飲食の運営を図る。
- ・商品について、受託者が直接出品事業者から仕入れること。
- ・販売手数料等、商品を販売した際に発生する収益は、受託者の収益とする。

#### ③特産品の紹介及び販売（お試し産品販売）

- ・農産物をはじめ、地域事業者の特産品等を販売することで、物産品の認知向上と販売促進につなげる。
- ・商品を購入後に、地域を周遊したくなるような工夫を行うこと。
- ・商品について、受託者が直接出品事業者から仕入れること。
- ・販売手数料等、商品を販売した際に発生する収益は、受託者の収益とする。  
なお、実際の仕入れ方法及び手数料等の詳細については、市に協議の上決定すること。
- ・仕入れ方法は、委託販売、買取りのいずれかの方法も妨げないが、買取りの場合で在庫が発生した場合、受託者が在庫処理を行うもの。
- ・クレジット、電子マネー、ポイント等を利用した販売の際に発生する手数料等については、受託者の負担とする。

#### ④ふるさと納税の制度を活用した寄附の促進

- ・市が設置するふるさと納税自販機（店舗又は現地で寄附が可能）を運営し、市外からの寄附額増加に努めるとともに利用者の市内周遊を促すこと。
- ・本業務を行う費用として、ふるさと納税自販機寄附額の1.1%を受託者の収益とする。

#### ⑤その他

- ・上記の業務を遂行するため、常時2名以上の店舗スタッフを配置すること。
- ・開業までに、店舗運営・観光周遊案内・物販販売・お試し飲食・ふるさと納税業務ができるよう準備を進めるほか、店舗スタッフが市内への観光周遊を具体的に提案できること、取扱商品の説明ができるなど、観光に特化した知識と臨機応変に対応できるような体制とすること。

(2) 業務を行うにあたり発生する費用負担について

※印のある市負担の費用項目については、本委託料に含まれるもの

No.	費用項目	負担者	備 考
1	施設内装の設計及び工事費用	市	
2	ショップ設置に伴う備品等 (ふるさと納税自動販売機含)	市	
3	退去時の現状回復費用 (敷金込)	市	
4	※運営に必要な人件費 (上限あり)	市	次の年額上限額を超える費用については事業者の負担とすること。 20,767千円 (R8) 27,326千円 (R9) 27,326千円 (R10)
5	※光熱水費 (上限あり)	市	上限を超える費用については、事業者の負担とすること。
6	※営業料 (賃料)	市	
7	※共益費	市	
8	※駐車場負担金 (客用)	市	
9	※販売促進費	市	
10	※同友会会費 (上限あり)	市	上限を超える費用については、事業者の負担とすること。
11	※入力用端末使用料 (上限あり)	市	上限を超える費用については、事業者の負担とすること。
12	※電話使用料 (上限あり)	市	上限を超える費用については、事業者の負担とすること。
13	※クレジット端末機消耗資材費	市	

14	デジタルインフラ使用料	<u>事業者</u>	
15	※従業員駐車場負担金（上限あり）	市	上限を超える費用については、事業者の負担とすること。
16	※廃油生ごみ処理費用（上限あり）	市	上限を超える費用については、事業者の負担とすること。
17	※融雪、除雪費用（上限あり）	市	上限を超える費用については、事業者の負担とすること。
18	※検便・食品衛生検査費用（上限あり）	市	上限を超える費用については、事業者の負担とすること。
19	※エアコンフィルター清掃費	市	上限を超える費用については、事業者の負担とすること。
20	※従業員証（上限あり）	市	
21	※従業員ロッカー使用料（上限あり）	市	上限を超える費用については、事業者の負担とすること。
22	※グリストラップ清掃費用（上限あり）	市	上限を超える費用については、事業者の負担とすること。
23	※倉庫使用料（約3坪）	市	
24	法定点検手数料（防火対象物）	市	
25	法定点検手数料（消防点検）	市	
26	ポイント負担金	<u>事業者</u>	売上の0.95%
27	運営に必要な消耗品	<u>事業者</u>	
28	残業警備、臨時警備負担金	<u>事業者</u>	
29	共通内装負担金	市	坪70,000円
30	内装監理費	市	坪7,000円
31	現場協力金	市	坪7,000円
32	オープン販促費	市	50万円+坪2,000円
33	一括手配工事（配線、消火器、ホルムアルデヒド検査費等）	市	

34	火災保険費	市	
35	防災備品（ヘルメット）	<u>事業者</u>	
36	リサイクルカート	<u>事業者</u>	

上記以外の費用分担は別途協議により決定する。

### （3）今後の開業に向けたスケジュール

/	内容	期間等
①	業務委託事業者決定	令和8年1月末
②	業務契約のための仕様書協議期間	令和8年2月～3月
③	業務委託契約締結	// 4月1日
④	開業に向けた準備	// 4月以降
⑤	開業	イオンモール伊達の開業に合わせるもの

※上記は現時点での想定で、工事の進捗等により変更となる場合が有り得る。

### （4）募集する提案内容

- ①「5 業務内容」に沿った事業内容の提案
- ②「5 業務内容」以外の内容にかかる独自の活用及び事業の提案
- ③開業までのスケジュール及び計画

### （5）提案における業務委託料の限度額及び手数料率

①99,132千円（消費税額および地方消費税額を含む。）を上限として、市と受託者との協議に基づき支払うこととする。ただし、令和8年度は25,468千円を上限とし、令和9・10年度はそれぞれ36,832千円を上限とする。また、本業務は、年度毎に年度末に委託料の精算を行い、未執行額については市に返還するものとする。

#### ②ふるさと納税自販機業務にかかる手数料率

寄附実績額×1.1%（手数料率）以内（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

### （6）業務実施に係る条件等

ここに記載のないものは、イオンモール伊達の利用規約等を遵守すること。その他疑義が生じた場合は市と受託者が都度協議し決定するもの。